

第46回「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクール募集要領

【課題】(作文・図画両部門共通)

毎日のごはんでおいしかったことや家族とのコミュニケーション、お米・ごはん食についての思い出や考えたことなどを素直な気持ちで自由に表現して下さい。

【応募資格】

小学校および中学校に在籍する児童・生徒。

特別支援学校の小学部、中学部に在籍する児童・生徒。

【応募規格】(枚数・大きさ)

●作文部門

- 1部 小学校1年生～3年生
(400字詰め原稿用紙2枚以内、またはマス目の大きい原稿用紙で800字以内)
- 2部 小学校4年生～6年生
(400字詰め原稿用紙3枚以内)
- 3部 中学校1年生～3年生
(400字詰め原稿用紙4枚以内)

●図画部門

- 1部 小学校1年生～3年生
- 2部 小学校4年生～6年生
- 3部 中学校1年生～3年生
B3判(364×515ミ)、もしくは四つ切り(380×540ミ)の市販画用紙を使用。画材は特に制限しません。

(注)地域によって多少サイズは異なります。

【応募規則】

- (1) 作品には、1点ごとに次の事項を記入した応募票(9ページ)をつけてください。つける位置は最後のページの裏面、図画は裏面中央とします。(8ページ参照)
①作品の題名②氏名・性別③学校名・学年・組④学校の所在地(郵便番号・電話番号)⑤JA名
- (2) 作文用紙1枚目の1行目に作品の題名、2行目に学校名、学年、氏名、3行目から本文を書き出してください(学校名、学年、氏名が3行になる場合は4行目から本文を書き出してください)。
- (3) 作文は本人による直筆を原則とし、パソコンなどにより作成した原稿は応募不可とします。
ただし、視覚・手に障害のある児童・生徒については、その旨を特記事項として応募票の欄外に記述した場合のみ、パソコンなどで作成した原稿の応募を認めます。
- (4) 作文・図画とも課題にそった作品を対象とします。
- (5) 応募は本人の未発表でオリジナルの作品に限ります。また、他のコンテストに応募していない作品に限ります。他人の写真や作品を模写・模倣したもの

は応募できません。著作権、商標権、肖像権など、他者の権利を侵害する作品は応募できません。

- (6) ひとりで1部門に2点以上の応募はできません。
- (7) 合作は応募できません。
- (8) 図画作品でスローガンや文字を入れたポスター的なものや台紙に貼ったものは応募できません。
※審査基準の詳細は4,5ページ参照
- (9) 学校で応募の際は、別添の応募者一覧表(7ページ)を必ず添付してください。
- (10) 作品は令和4年2月中旬に返却予定です。
- (11) 作品に応募することによって、応募作品をJAグループの広報活動および諸事業活動のために利用することに予め承諾したものとします。その際、作文の部分的な抜き出しや、図画のサイズの変更・トリミングなど一部改変させていただく場合があります。印刷等の都合上、実際の作品と色が多少異なる場合がございます。
- (12) 記入いただいた個人情報は、入賞通知・発表や表彰式などのほか、県名、学校名、学年、氏名等の一部情報についてはプレスリリース等のメディアへの発表、本会の広報媒体(入賞作品集やホームページ等)への露出や作品展示などの広報活動および諸事業活動で公表・使用することがあります。上記および、法令等により開示を求められた場合を除き、承諾なくコンクール関係者以外の第三者に個人情報を提供することはありません。
- (13) 作品に応募することによって、上記の個人情報の使用に承諾したものとします。
- (14) 入賞通知後でも、当該入賞作品がすでに発表済みやオリジナルでない作品と判明した場合、応募規則への違反や、虚偽の報告が判明した場合は受賞を取り消します。

【締切日】

令和3年9月10日(金)

(各小・中学校からJA宛て締切)

令和3年9月17日(金)

(各JAからJA宮城中央会宛て締切)

【審査員】 (予定)

審査委員長 宮城県仙台教育事務所
作文部門 日本農業新聞東北支所
家の光協会
宮城県農業協同組合中央会
図画部門 宮城県仙台教育事務所
農林中央金庫仙台支店
全国農業協同組合連合会宮城県本部
全国共済農業協同組合連合会宮城県本部
日本農業新聞東北支所
家の光協会
宮城県農業協同組合中央会

【賞】 (予定)

・優秀賞

作文部門各部ごとに3名 (計9名)
図画部門各部ごとに3名 (計9名)
賞状と副賞 (記念品) を贈るとともに全国コンク
ール審査へ応募します。

・優良賞

必要に応じ若干名 賞状と副賞 (記念品)

【審査日程】 (予定)

令和3年10月14日 (木)

【入賞発表】 (予定)

令和3年10月19日 (火) JA宛通知
日本農業新聞県内版にも掲載予定

【主催・協賛】

●主催

各農業協同組合
宮城県農業協同組合中央会
全国農業協同組合中央会

●協賛 (予定)

農林中央金庫仙台支店
全国農業協同組合連合会宮城県本部
全国共済農業協同組合連合会宮城県本部
日本農業新聞東北支所
家の光協会

【提出・添付資料】

作品の応募にあたっては、次のものを作成し提出してください。（様式別添をコピーして使用してください。）

●応募者一覧表

6 頁（記載例）、7 頁（提出用）

●個人作品貼付用 応募票

8 頁（記載例・添付見本）、9 頁（印刷用）

【問合せ先・作品送付先】

お問い合わせは、最寄りの J A（農業協同組合）又は J A 宮城中央会の「作文・図画コンクール」係に連絡願います。

作品の送付先は必ず最寄りの J A（農業協同組合）の「作文・図画コンクール」係にお願いいたします。

J A 名	担当部署名	TEL	〒	住 所
J A 仙 台	ふれあい課	022(236)2415	983-0039	仙台市宮城野区新田東2丁目15番地の2
J A 岩 沼 市	経 済 部	0223(22)1258	989-2432	岩沼市中央二丁目5番30号
J A 名 取 岩 沼	企 画 管 理 課	022(384)5111	981-1224	名取市増田一丁目12番36号
J A み や ぎ 亘 理	生 活 課	0223(34)0388	989-2383	亘理郡亘理町逢隈田沢字遠原36番地
J A み や ぎ 仙 南	くらし相談課	0224(55)1265	989-1622	柴田郡柴田町西船迫一丁目10番地の3
J A 古 川	組 織 広 報 課	0229(23)6511	989-6171	大崎市古川北町三丁目10番36号
J A 加 美 よ つ ば	総 務 課	0229(66)1222	981-4122	加美郡色麻町四竈字柵木町14番地の1
J A 新 み や ぎ みどりの地区本部	総 務 課	0229(87)3301	987-0012	遠田郡美里町字素山町1番地
J A 新 み や ぎ 栗っこ地区本部	総 務 課	0228(22)2030	989-5625	栗原市志波姫堀口見渡2番地1
J A 新 み や ぎ 南三陸地区本部	総 務 課	0226(47)4580	986-0775	本吉郡南三陸町志津川字廻館97
J A 新 み や ぎ あさひな地区本部	総 務 課	022(345)2985	981-3626	黒川郡大和町吉岡南三丁目6番地の2
J A 新 み や ぎ いわでやま地区本部	総 務 企 画 課	0229(72)1160	989-6412	大崎市岩出山下野目字二ツ谷39番地
J A み や ぎ 登 米	総 務 課	0220(22)8211	987-0511	登米市迫町佐沼字中江三丁目9番地の1
J A い しの ま き	営 農 企 画 課	0225(22)1183	986-0815	石巻市中里五丁目1番12号
J A 宮 城 中 央 会	営 農 農 政 部	022(264)8245	980-0011	仙台市青葉区上杉1丁目2番16号

本コンクールの審査基準は以下の通りです。応募の際にはご注意ください。

作文部門審査基準

“上手な作文”よりも下記の点で“よい作文”を評価する。

1. 課題に沿った作品であること。
2. ごはん・お米に関わる事柄や問題点を、年齢相応に正しく理解しており、かつ、年齢相応の言葉で表現していること（子どもはよく難しい言葉を使いたがるが、年齢に馴染まないものは、好ましくない）。
3. 問題のとらえ方や、考え方が素直であり、かつ自分の意見・感想を率直に述べていること。
4. 自分の生活経験がにじみ出ていること（抽象的、一般的なことのみに終始するものは好ましくない）。
5. 作品全体に希望や明るさを感じられること。
6. 規定の枚数であること。
7. 誤字、脱字がなく、その他の表記(かぎかっこや句読点など)も正確であること（誤字、脱字、添削跡などについては減点の対象になります。必要に応じて、本人に差し戻し、清書させてください）。
8. 作文用紙は1枚目の1行目に作品の題名、2行目に学校名、学年、氏名、3行目から本文を書き出す（学校名、学年、氏名が3行になる場合は4行目から本文を書き出す）。

図画部門審査基準

<主題のとらえ方について>

1. 子どもらしい発想を尊重する。子どもは時流に敏感なので、のびのびした明るく楽しいアイデアがあるものがよい。
2. 理解させるためディスカッションすること。
3. 宿題的な押しつけで描かせないこと。

<基準について>

(次のようなものは審査の対象外になります)

1. ごはん及びお米を主題としていないもの。
2. スローガンや文字を入れたポスター的なもの。
3. おとぎ話や童話をモチーフにしたもの。
4. 漫画やアニメなどのキャラクターを挿入したもの。
5. おむすびやお米に顔や手・足の出ているもの（擬人化したもの）、および実在しないもの（空想やファンタジー性のあるもの）。
6. 石、木片などを貼りつけたもの。
7. 紙の寸法が極端に大きかったり小さいもの。
8. 紙がボール紙のように厚かったり、半紙のように薄いもの。
9. 台紙に貼って応募したもの。
10. メーカー名や企業名、ロゴマークなどを使用したもの、および宣伝になる恐れがあるもの。

ただし、キャンバスボードに油絵で描いたもの、あるいは石版画、シルクスクリーン、木版、スクラッチボードなどを利用したものは基準内として審査対象とします。

また、いわゆる「切り絵」や「貼り絵」についても審査対象とします。